

第九章 那賀川総合開発事業

第一節 長安口ダム日野谷発電所

一 事業の大要と経過

昭和二十六年、徳島県は那賀川の総合的な開発を計る目的として、河水の統制による水力発電の事業を行なうこととなり、これに伴う開発建設の事業を促進するため、関係地区的土地および物件の補償が先決の問題であるため、県当局においてはこれが対策に取組んだ。

県ではまず県の条例を作成して具体的に活動を開始、知事の重要な施策として主務課を動員したのである。

徳島県が第一期計画の洪水調節、灌漑、用水の増強、上水道工業用水源の確保等利水並びに発電を併せ行なう総合開発は次のとおりであった。

那賀郡宮浜村、長安口において、那賀川を横断し、高さ八三mのダムを築造して貯水した水を日野谷村大字日浦迄延長五kmの圧力トンネルで導き、出力最大六・一万kwの日野谷発電所を建設し、（昭和三十年四月に全発電を開始）さらにその下流の川口に高さ二七mのダムを築造して日野谷発電所の逆調整を行ないつつ、出力最大一一、七〇〇kwの川口発電所を建設することとする。

なお長安口ダムの建設用電力源として、坂州村に最大出力二、四四〇kwの坂州発電所を昭和二十七年完成し、その電力をこれに充てている。

これらの総工費は実に百四億五千七百七十六万円を要した。

難航の経過を繰返しつつ各種の補償問題の解決を見て、昭和三十年長安口ダム、日野谷発電所が完成した。

しかし長安口ダム下流の木材の搬出等に支障を来すことは必然的なことであり、この対策として関係地区（宮浜村、日野谷村）南岸道路の新設があつた。

この地元の要望に応えて南岸補償道路を長安口から日野谷村大字日浦の日野谷発電所のすぐ上流まで新設し、ここで那賀川横断の吊橋（日野谷橋）を架設し、維持管理を関係地区に移管した。

二 川口ダムと発電所

長安口ダム、日野谷発電所の完成と同時に一貫の事業として、川口ダムと川口発電所の工事が始まるのは必然的なことであり、昭和三十一年七月頃から本格的に徳島県当局はその調査を開始した。

この工事は日野谷発電所の放水調整目的のダムで、当然施行しなければならない技術的な計画であつた。

この工事は長安口ダム工事に比して水没の人家も少なかつたが、補償問題には相当の日時を要し、昭和三十三年になつて公共、個人の補償も解決し、昭和三十五年に完成した。

川口発電所概要	
発電計画	使用水量
	最大 70m³毎秒
	常時 22.47m³
有効落差	最大 20.49m
発電力	最大 11,700kw
	常時 3,900kw
貯水池	流域面積
	657.3km²
	満水位標高
	95.00m
	湛水面積
	0.868km²
	利用水深
	1.5m
ダム	堤体積
	45,000m³
水	車型
	カブラン
発電機	台数
	2 台
	三相交流同期機
	7,000KA
	発電機転数
	257回転毎分

川口ダム建設当時、水没補償について徳島新聞は次のように報じている。

「川口ダム、農地、山林は团交で、対策委水没補償の態度決定」

那賀郡相生町の川口ダム水没対策委員会総会は昭和三十二年一月十日日野谷公民館で開き、農地、山林の補償交渉は十二人の交渉委員に一任することに決めた。これで交渉も順調に進むものと期待された。

この日仁木恒雄委員長ら約五十人が集まり、宮本県川口発電所建設事務所総務係長に対し「補償交渉が全部終らないうちは着工させない」と要求、宮本係長も「補償がまとまなければ着工しない」と答えた。

続いて県に「測量結果を各水没者に早く知らせよ」と要求書を出すことに決め、つきの二項目を申合せた。

一、県との補償交渉は仁木委員長ら十二人の委員に一任する。

いまのところ農地、山林の水没交渉は全然進んでいないが、県は團交となれば解決は早いとみている。（この日の交渉の内容等については省略する。）

『土地補償解決・川口ダム一年四か月ぶり』（昭和三十三年五月徳島新聞）

県営川口発電所建設にともなう土地水没補償が妥結した。昭和三十三年五月一日午後三時から那賀郡相生町日野谷公民館で開いた交渉委員会で、地元側はついに県の補償案をのんだ。

次に示すものは昭和三十三年五月当時の徳島新聞の記事である。

『水没補償契約に調印・川口ダム県と地元代表の間で』

県営川口ダムおよび川口発電所建設にともなう水没補償（家屋を除く）の調印式は昭和三十三年五月二十日午後四時から県庁知事室に原知事、木村県電気局長、地元側から山本相生町長、西木同町議會議長、仁木水没補償対策委員長、前川、岡副会長ほか十委員が集まって水没補償契約に調印をすませた。

この契約にそって県がさらに各所有者と個々に補償契約を結び、補償金を支払うことになった。この水没対象者は一三三名である。

川口ダムの完成について、当時（昭和三十五年九月二十六日）の徳島新聞は、次のように報じている。

「川口ダム山峡に大人造湖、十月二十九日から発電、水没家族沈みゆく故郷に感無量」

県が一昨年秋から二十億五千万円をかけ、延べ三十万人を动员して那賀郡相生町に建設していた県営川口発電所はこのほど完成し、二十五日夜にはダムに満々と水がたたえられた。

二十六日から発電機などの試運転を行ない、通産省の検査を受けたあと、十月二十九日から最大一万一千七百kw、常時三千九百kwの発電を開始する。

三 南岸地区民の要望

昭和三十年長安口ダム、日野谷発電所の完成に伴って、その補償工事である、長安口南岸から、日野谷発電所上流日野谷橋迄の林道の開設も決定せられ、川口ダムの着工を目前に控えて、日野谷発電所下流南岸の、横石川口間の山

林生産物の搬出のための補償道路の新設が、地元の関係者によつて要望された。

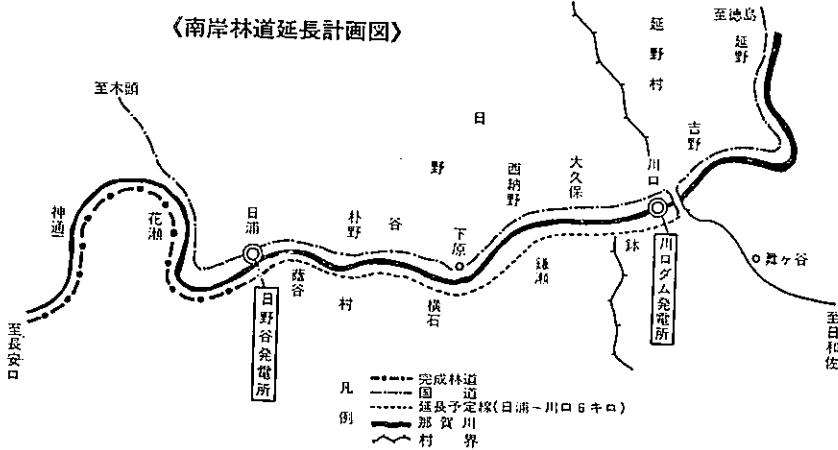
陳情書

一、陳情の要旨

那賀川開発事業長安口ダム築造工事により下流木材流送至難となり、那賀川南岸（日野谷村横石地区）木材は北岸国道に小運搬し輸送することとなり、此の小運搬費に多額を要し同地区山林壳渡者は運送費を負担しなければならぬ現状にあるので県当局の御高配をお願ひ致します。

二、陳情の理由

- (1) 本村横石部落は那賀川の南岸に位置し面積約一千町歩あり、本村屈指の木材の生産地であつて、年額七十万才を生産してゐる。
- (2) 従来は奥様山林で伐採生産した、木材は全部那賀川に落して筏によつて流送してゐた。
- (3) 昭和二十六年那賀川開発工事、長安口ダムの着工により上流より流送不能となり筏業者の転廻業により、従来筏業者に於て流送路（川道）の改修をしてゐたが、其の後改修を行わないので、本地区の流送は不可能となつたので止得ず対岸に渡して自動車輸送をしてゐる。
- (4) その為止得ず吊橋（自動車不通）を渡し対岸の道路に運び自動車で輸送する方法より外に道がないので、年間約七十万才の木材は此の吊橋一つで取持たれてゐる。
- (5) 此の吊橋は大正十二年に架けた幅員七尺長さ約五十三間の貧弱な橋で木材運搬の為に昭和二十六年以来極度に腐朽している。



(6) 吊橋から国道までの取合道路は急傾斜であつて此運搬は人力による外なく大変困難である。

(7) 取合道路から国道に運搬しても一定の土場がなく多量に道路の周辺に置く事は交通に支障を來して、其の筋からも取締られるので運貨を無理し山積しないで出材の都度トラックで運んでゐる。

(8) 関係地区から年産約七十万才生産すると、従来の筏流送に比し小運搬費、吊橋修理費等を合せて、木材一才につき一円五十銭の経費が山林所有者の負担としてかゝり毎年百万円の損失となつてゐる。

右の様な実状で昭和二十六年以来毎々実態をお願ひしてありましたが、此の損失に耐へないので県当局に於て早急に御調査の上損失補償に対し適當なる御処置をなし下さる様陳情致します。

昭和三十年七月二十日

右のような関係地区民の要望も川口ダム工事の進行によりやや認められて、横石橋の架け替や、鎌瀬橋の新設となつた。

なお、電源開発の記事は經濟編でも述べてあるので参照されたい。